

特別区民税の滞納繰越分調定額の乖離について

1 概要

財務会計システムで調定し、決算値で報告している特別区民税の滞納繰越分調定額(以下、「報告値」という。)と、滞納整理、徴収業務を行ううえで使用している収納管理システム(以下、「収納管理システム」という。)で保有している実態値である滞納繰越調定額(以下、「実態値」という。)に乖離が存在することが判明した。なお、乖離状況は以下のとおりである。

令和6年1月1日現在の乖離状況

	特別区民税
実態値	1, 313, 344, 776円
報告値	603, 136, 234円
乖離額	710, 208, 542円

2 判明の経緯

令和5年11月、課内事務の総点検および、令和8年1月からの地方公共団体情報システム標準化への移行検証作業の中で、収納管理システム内のデータ集計を実施した際、報告値と実態値との間に乖離があることが判明した。

3 乖離の原因

乖離判明を受け、原因究明調査を実施した結果、報告値を算出する際、2つの算定誤りがあることが明らかになった。その具体的事象については、以下(1)、(2)のとおりである。

【報告値の算定方法】

滞納繰越調定額(収入未済額) = 調定 - 収入額 - 不納欠損額 + 還付未済額

↑
実態値よりも多い額で算出

↑
実態値よりも少ない額で算出

※以下(1)の事象

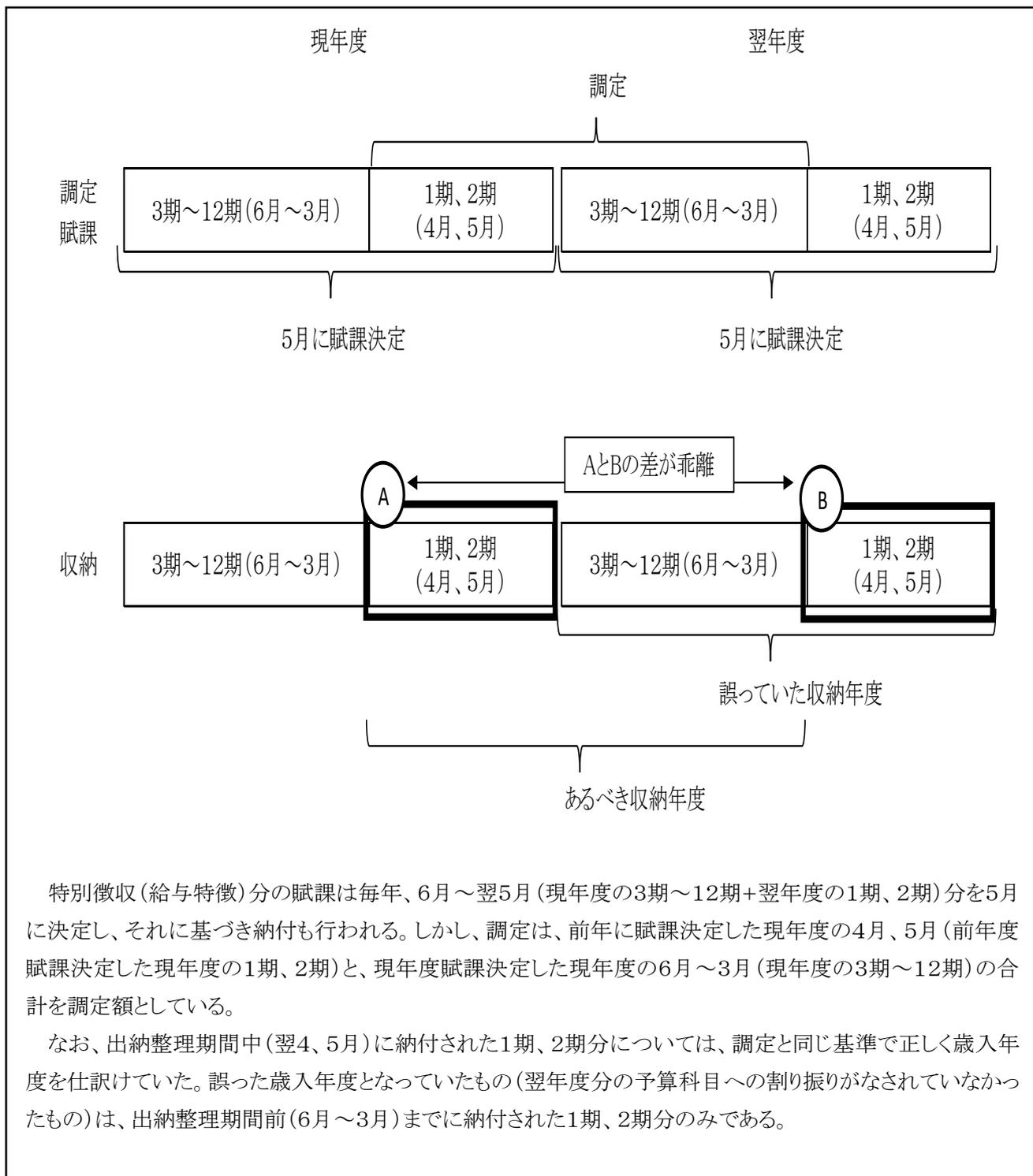
※以下(2)の事象

実態値よりも、収入額を多い額で、還付未済額を少ない額で、それぞれ報告値を算定してしまったため、滞納繰越調定額の報告値が実態値よりも少ない額となっていた。

(1) 特別徴収分の翌年度分を翌年度会計科目へ割り振りしていなかったことに伴う乖離

特別徴収(給与特徴)分の出納整理期間前(6月～3月)に納付された翌4月～翌5月(翌年度の1期、2期)について、出納整理期間内に翌年度分の予算科目への割り振りが行われるべきであったが、それがなされていない状況にあった。そのため、調定と収入の会計年度上の時点の基準がずれてしまい、乖離の発生原因となっていた。(図1参照)

【図1】

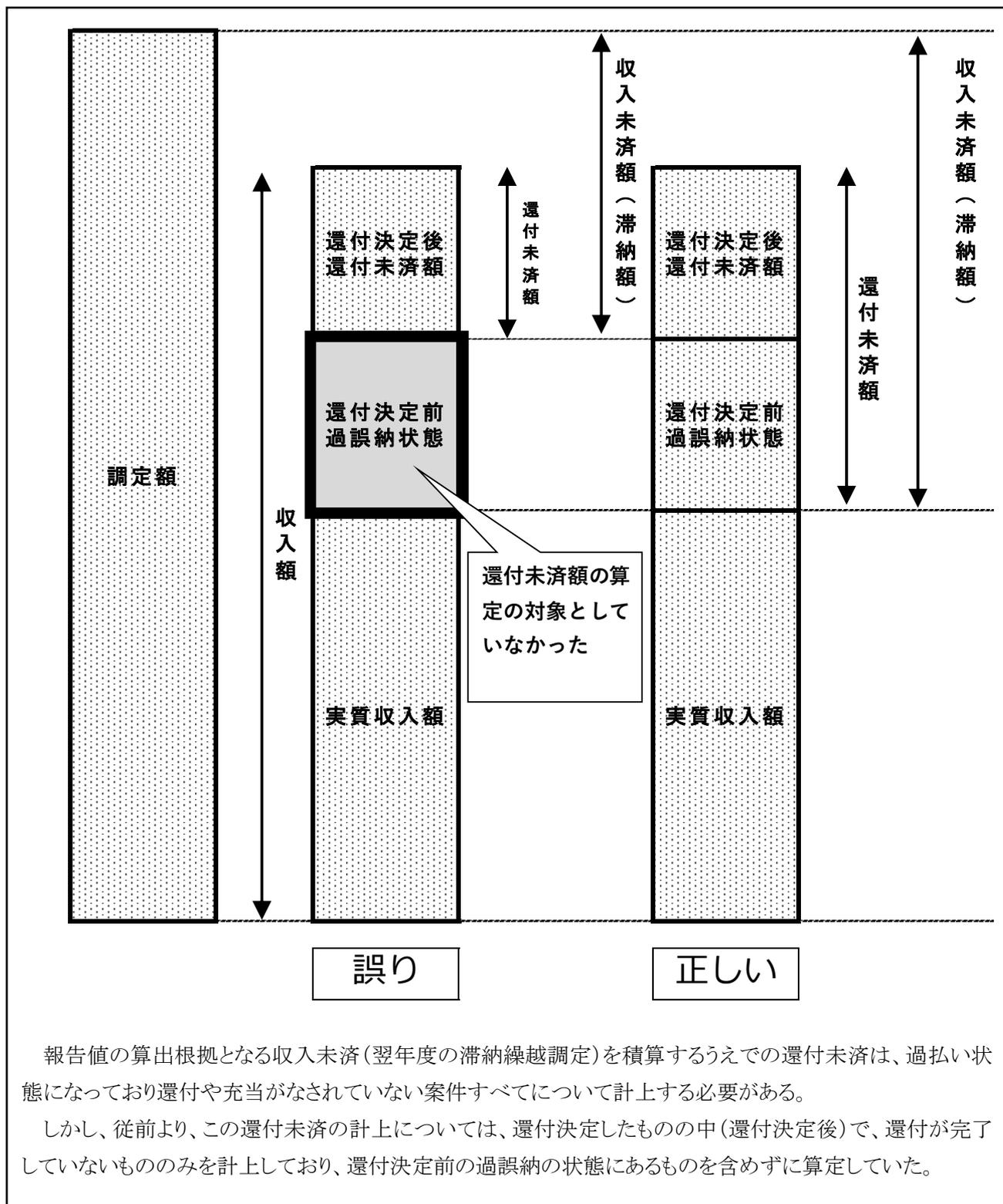


(2) 還付未済額算定値過小に伴う報告値算定の誤り

滞納繰越分調定額は、調定額、収入額、不納欠損額、還付未済額を加除し算出するが、還付未済額を実際よりも少ない値で算定していたため、報告値が誤った算定となっていた。

具体的には、還付決定前の過誤納の状態にあるものを含めずに、還付未済の数値を算出する運用であったため、乖離を発生させる原因となっていた。(図2参照)

【図2】



報告値の算出根拠となる収入未済(翌年度の滞納繰越調定)を積算するうえでの還付未済は、過払い状態になっており還付や充当がなされていない案件すべてについて計上する必要がある。

しかし、従前より、この還付未済の計上については、還付決定したものの中(還付決定後)で、還付が完了していないもののみを計上しており、還付決定前の過誤納の状態にあるものを含めずに算定していた。

4 事象ごとの乖離規模

収納管理システムの滞納額データは、実際の収納状況に基づき日々更新されるため、定期保存されているデータを除き、過去の任意の時点に遡って検証することは物理的に不可能であるが、直近のバックアップデータ(令和4年度出納閉鎖時点)を参考に、年単位の乖離規模を算定した。年度により乖離幅は異なると思われるものの、おおよそ以下の金額が年単位で乖離すると想定される。

この乖離規模から逆算すると、今回明らかになった乖離額に達するまで、おおよそ21年を要する計算となるが、この運用方法は、従前より引き継がれており、毎年度の乖離が累積した結果、現在の規模になったと推測される。

乖離原因の事象ごとの乖離規模

(1)の事象	約610万円／年
(2)の事象	約2,745万円／年

5 今後の対応および再発防止策

- (1) 令和6年1月に、調定額を増額する更正調定を行い、実態値と報告値の乖離を是正する。
- (2) 令和5年度内に、滞納繰越調定額で必要となる数値を、正しく効率的に抽出できるようシステム改修を行う。
- (3) 特別徴収分の納付会計年度と調定の会計年度のずれを生じさせないため、出納整理期間前(6月～3月)に納付された特別徴収分の翌4月～翌5月(翌年度の1期、2期)について、出納整理期間内に翌年度分の予算科目への割り振りをし、適正な処理を行う。
- (4) 滞納繰越調定額を算定するうえでの要素となる、還付未済額の算出について、還付決定したもので、還付が完了していないものに加え、還付決定前の過誤納の状態にあるものも含めた値を、還付未済額の算定値として正しく計上し、適正な算定を行う。
- (5) 報告値算定の積算基準や事務処理方法についての確認、知識共有をシステムベンダーや課内および関係各所管間で徹底する。
- (6) 今回のような乖離を招くことのないよう、収納管理システム内で管理している滞納繰越額のデータと報告値との比較、突合を定期的に行い、再発を防止する。